



株式会社イープラスワン
職業紹介許可番号 11-ユ-300001

返戻金制度について

当社の紹介により採用された応募者が、入社後3か月以内に自己都合により退職した場合、または応募者本人の責に帰すべき事由により解雇された場合には、当社は求人企業へ、受領した紹介手数料のうち、下記に定める金額を返還いたします。

- | | | |
|---------------------|-------|-----|
| 1) 入社後1ヶ月以内の場合 | | 80% |
| 2) 入社後2ヶ月から3ヶ月以内の場合 | | 50% |

ただし、紹介予定派遣（派遣契約から直接雇用）の場合は紹介手数料の返還は発生いたしません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。